

羽幌町雇用促進助成について

○ 4月1日から取り扱いの一部が変わりました

羽幌町雇用促進助成の取り扱いの一部が次の表のとおり変わりましたのでお知らせします。

変更前	変更後
町民を新たに常用労働者として雇用し、 <u>雇用日前日と比較して事業所の常用労働者数が増加しているとき</u> 、助成対象事業者として指定することができました。	町民を新たに常用労働者として雇用し、 <u>雇用日前日からその6月前までに離職者がいる場合は、新規雇用者の人数から離職者の人数を差し引き、増加していない場合</u> 、助成対象事業者として指定できなくなります。
助成対象事業者としての指定の申請は、常用労働者を雇用した日後30日までに提出が必要でした。	助成対象事業者としての指定の申請は、常用労働者を雇用した日後30日までに提出が必要ですが、 <u>雇用保険資格取得手続きにより指定申請が遅れたものは、期日までに提出があったものとしてみなします。</u>

※ 離職者とは … 解雇(懲戒解雇含む。)、定年退職、退職勧奨、希望退職者の募集、役員就任(被保険者として扱わなくなった短時間就労者)、死亡、出向(出向先で被保険者になる場合)、自己都合により離職した者

○ 新たな取り扱い

「雇用日前日から起算して6月前の日から雇用日前日」までに離職者がいる場合、新規雇用者の人数から離職者の人数を差し引き、常用労働者数が増加していれば指定を受け、1年後の労働者数が雇用日前日と比較して増加していれば助成対象となります。

【例1】 新規雇用者が1名で、雇用日前日から起算して6月以内に離職者が1名の場合
 新規雇用者1名－離職者1名＝0名増加のため**対象外**となります

	6月前	雇用日前日	雇用日	1年後	2年後	3年後
労働者数	10名	9名	10名	10名	—	—

【例2】 新規雇用者が2名で、雇用日前日から起算して6月以内に離職者が1名の場合
 新規雇用者2名－離職者1名＝1名増加のため**1名分対象**となります

	6月前	雇用日前日	雇用日	1年後	2年後	3年後
労働者数	10名	9名	11名	11名	—	—

⇒お問合せ 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)

町では、新たに求職者を雇用する事業主に対し、雇用機会の拡大、雇用環境の充実、定住促進を目的に助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

○ 制度説明

★ 助成内容 (1) 正社員の雇用または常用パート社員を正社員とする場合

新規雇用者を1年を超えて雇用し、かつ、雇用日前日と比べて事業所の常用労働者数が増加しているとき、1人につき36万円(新卒者等、障がい者の場合48万円)を3年を限度に交付します。

(2) 常用パート社員を雇用する場合

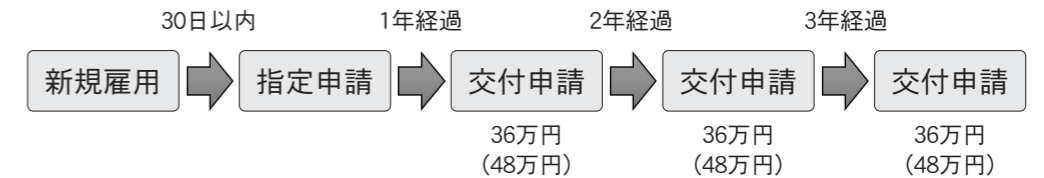
常用パート社員を1年を超えて雇用し、かつ、雇用日前日と比べて事業所の常用労働者数が減少していないとき、1人につき12万円(新卒者等、障がい者の場合18万円)を1年を限度に交付します。

※ 助成対象者を雇用後、事業所の常用労働者数が減少した場合でも、既に雇用されていた労働者の退職理由が自己都合による場合は、減少していないものとみなします

★ 助成要件 次の内容に全て該当する必要があります。

- 町内に事業所があり、風営法第2条、国・地方公共団体及びこれに準ずるもの、宗教団体のいずれにも該当しないもの
- 暴力団関係者が関与していないもの
- 町から人件費に関する他の補助金等を受けていないもの(国の補助金等は除く)
- 町税等の滞納がないもの
- 中小企業者または事業協同組合及び企業組合、学校法人、農水畜産業のうち法人事業者、その他町長が特に認めたもの

★ 助成の流れ (1) 正社員の雇用または常用パート社員を正社員とする場合



(2) 常用パート社員を雇用する場合

